

367. 電気工事業法②

① 電気工事業者の登録: 電気工事業を営もうとする者(通知電気工事業者を除く)は、経済産業大臣(2以上の都道府県内に営業所を設置する場合)または都道府県知事(1都道府県内のみに営業所を設置する場合)の登録を受けなければならない(登録電気工事業者という)。この登録の有効期間は5年であるため、5年ごとに更新の登録を受けなければならない

② 電気工事業の開始通知: 自家用電気工作物の電気工事(自家用電気工事)のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業開始の10日前までに経済産業大臣(2以上の都道府県内に営業所を設置する場合)または都道府県知事(1都道府県内のみに営業所を設置する場合)にその旨を通知しなければならない(通知電気工事業者という)

③ 主任電気工事士の設置: 登録電気工事業者は、一般用電気工作物に係る電気工事(一般用電気工事)の業務を行う営業所ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業の管理をさせるため、主任電気工事士を置かなければならない。主任電気工事士の必要資格: 第一種電気工事士、または第二種電気工事士免状を取得後3年の実務経験を有する第二種電気工事士。主任電気工事士の職務: 電気工事による危険および障害が発生しないよう、電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければならない。電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務遂行のために必要な指示に従わなければならない

④ 電気工事業者(登録および通知電気工事業者)の義務

- ① 電気工事従事者の規制: 電気工事士、特殊電気工事資格者、認定電気工事従事者以外の者を電気工事の作業に従事させてはならない(電気工事士法で記した保安に関係ない作業を除く)
- ② 業務委託の規制: 電気工事業者でない者に、その請け負った電気工事を委託してはならない
- ③ 電気用品の使用規制: 電気用品安全法に適合しない電気用品を使用してはならない
- ④ 測定器具等の備付け: 営業所ごとに次の測定器具を備えなければならない。一般電気工事を行う営業所: 絶縁抵抗計、接地抵抗計および抵抗、交流電圧を測定できる回路計。自家用電気工事を行う営業所: 上記の他に、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐圧試験装置

⑤ 標識の掲示: 営業所および電気工事施工場所ごとに、氏名または名称、営業所の名称、登録年月日および登録番号(通知年月日および通知先)、主任電気工事士の氏名を記載した標識を見やすい場所に掲示しなければならない(1日で工事が終了する施工場所は省略できる)

⑥ 帳簿の記載と保存: 注文者の氏名または名称および住所、電気工事の種類および施工場所、施工年月日、主任電気工事士および作業者の氏名、配線図、検査結果を記載した帳簿を備え、その記載から5年間保存しなければならない

目的は業務の適正な実施を確保し、電気工作物の保安の確保に資する事ね

そして

電気工事業を営む者の登録と業務の規制

電気工事業法は

